

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部

アクセシビリティ推進委員会規程

（目 的）

第1条 アクセシビリティ推進委員会（以下「委員会」という。）は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」に基づき、障がい学生が他の者と平等に就学等の機会が得られるよう、支援内容を検討し推進することを目的とする。

（構 成 員）

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学生支援委員長
- (2) 学生相談室長
- (3) 学務課長又は学務課長補佐

2 委員長は、学生相談室長をもって充てることとする。

委員の互選により選出された者を学長が任命する。

（任 期）

第3条 前条第1項の委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

（所管事項）

第4条 委員会は、基本方針に基づき、支援内容を検討し推進する。

2 委員会の下に、障がい学生のニーズに応じた支援実施部門を置くことができる。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 障がい学生のための支援内容と制度に関する事項
- (2) 障がい学生のための施設等の整備に関する事項
- (3) 障がい学生及び支援学生の要望に関する事項
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

（招 集）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

（開 催）

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の過半数から開催請求があったときに開催する。

（成 立）

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

（議 決）

第9条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

2 障がい学生が、委員会に出席して要望や意見を述べることを求めた場合は、これを認めなければならない。

(報告及び提案)

第11条 委員長は、審議事項のうち重要と認める事項を学生支援委員会に報告又は提案しなければならない。

(事 務)

第13条 この規程に関する事務は、学務課が行う。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、大学協議会及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則 (2019年3月15日合同教授会)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2024年2月28日合同教授会)

この規程の一部改正は、2024年4月1日から施行する。